

(4) 桂川中流流域下水道

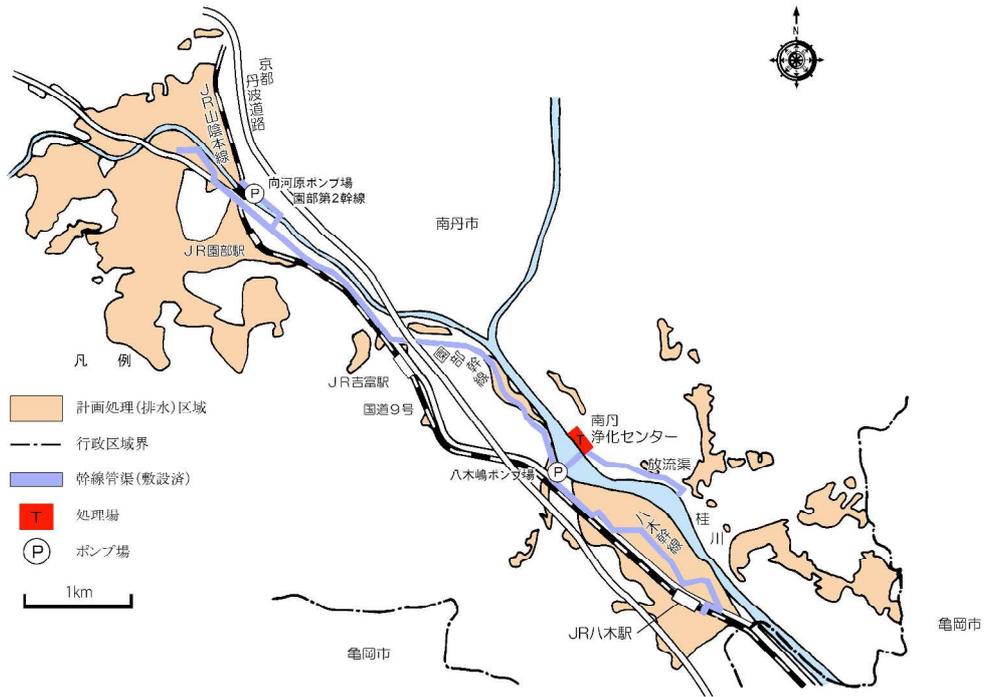
桂川中流流域下水道は、京都府のほぼ中央に位置する桂川中流域の2町（園部町、及び八木町は、平成18年1月1日合併して南丹市となる。）の区域を対象とし、平成2年度から事業着手し、平成11年3月から供用開始している。この地域は、JR嵯峨野線の電化・高速化や京都縦貫自動車道の整備に伴い、京阪神大都市圏の定住圏として都市化が進行しており、都市の基盤施設として良好な生活環境を確保するとともに、桂川（大堰川）、園部川等の公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備を進めている。

区 分	全 体 計 画		平 成 2 4 年 度 末 現 状	
関 係 市 町	南丹市		南丹市	
処 理 面 積	南 丹 市	801ha	南 丹 市	578ha
処 理 人 口	南 丹 市	18,800 人	南 丹 市	17,286 人 (85.8%) (17,520)
	( )行政人口及び普及率			
排 除 方 法	分 流 式			
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段階硝化脱窒法+急速ろ過			
処 理 能 力 水 量	10,500m <sup>3</sup> /日		10,500 m <sup>3</sup> /日	
管 路 施 設	園 部 幹 線	6.1km	園 部 幹 線	6.1km
	園 部 第 2 幹 線	0.7km	園 部 第 2 幹 線	0.7km
	八 木 幹 線	3.1km	八 木 幹 線	3.1km
	計	9.9km	計	9.9km
	ポ ン プ 場	2 箇所	ポ ン プ 場	2 箇所
	マンホールポンプ	4 箇所	マンホールポンプ	4 箇所
都 市 計 画 決 定	当初 平成 2 年 2 月 16 日	最終変更 平成 15 年 9 月 19 日		
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 平成 3 年 4 月 3 日	最終変更 平成 20 年 3 月 25 日		
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 平成 3 年 4 月 3 日	最終変更 平成 20 年 3 月 25 日		

経 過

年 月 日	事 項		
平成 2 年 2 月 16 日	当 初	都 市 計 画 決 定	〔 処理区域面積 748ha 計画処理水量 22,000m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 31,300 人 幹線管渠延長 8,440m
平成 3 年 4 月 3 日		都 市 計 画 法 事 業 認 可	
平成 3 年 4 月 3 日		下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 5 年 3 月		園部幹線工事着手	
平成 6 年 11 月 30 日	第 1 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,170m
平成 6 年 11 月 15 日	〃	下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 7 年 8 月 11 日	第 1 回変更	都 市 計 画 決 定	
平成 8 年 1 月 30 日	第 2 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 8 年 2 月 20 日	〃	都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 処理区域面積 744ha 計画処理水量 22,000m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,710m
平成 9 年 1 月		浄化センター建設工事着手	
平成 9 年 2 月		八木幹線工事着手	
平成 10 年 1 月		園部第 2 幹線工事着手	
平成 10 年 3 月 30 日	第 3 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	〔 処理区域面積 803ha 計画処理水量 22,000m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 31,400 人 幹線管渠延長 9,860m
平成 10 年 4 月 8 日	〃	都 市 計 画 法 事 業 認 可	
平成 10 年 6 月 4 日	第 4 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	
平成 11 年 3 月 31 日		桂川中流流域下水道供用開始	
平成 12 年 2 月 18 日	第 2 回変更	都 市 計 画 決 定	〔 処理区域面積 801ha 計画処理水量 10,500m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 19,100 人 幹線管渠延長 9,860m
平成 12 年 7 月 14 日	第 5 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	
平成 12 年 7 月 14 日	第 4 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 14 年 3 月 18 日	第 5 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 14 年 3 月 25 日	第 6 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 処理区域面積 801ha 計画処理水量 10,500m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 19,100 人 幹線管渠延長 9,860m
平成 15 年 9 月 19 日	第 3 回変更	都 市 計 画 決 定	
平成 15 年 12 月 8 日	第 6 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	
平成 16 年 3 月 26 日	第 7 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	
平成 20 年 3 月 25 日	第 7 回変更	下 水 道 法 事 業 認 可	〔 処理区域面積 801ha 計画処理水量 10,500m <sup>3</sup> / 日 計画処理人口 19,100 人 幹線管渠延長 9,860m
平成 20 年 3 月 25 日	第 8 回変更	都 市 計 画 法 事 業 認 可	

# 桂川中流流域下水道計画概要図



# 南丹浄化センター平面図

